

新市廃第294号
令和7年9月19日

単位自治会長 様

廃棄物対策課長 岡部 文仁

祭り期間中におけるごみの取り扱いについて（依頼）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市民の環境美化活動にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の祭り期間中におけるごみの取り扱いについてお願い申し上げます。祭りなどのイベント終了後に大量のごみが発生することが予想されますが、通常のごみステーションへの排出は、地域住民の日常的なごみの収集に支障をきたすことがあります。このため、祭り後のごみを適切に処理するために、以下のような対応をお願い申し上げます。

1. ごみステーションへの排出は避けてください。

ごみステーションは、通常家庭ごみの収集場所として使用される場所です。祭り後の一時多量ごみをごみステーションへ排出することは、ごみ収集の効率を低下させ、地域の環境衛生にも悪影響を与える可能性があります。そのため、祭りに伴うごみは、以下の方法で処理いただきますようお願い申し上げます。

2. ごみは清掃センターへの自己搬入（減免）または許可業者への依頼をお願いいたします。

祭り後のごみについては、清掃センターへ自己搬入するか、許可を受けた廃棄物処理業者に依頼してください。

※清掃センターへ搬入される場合、減免決定通知書をお持ちでない自治会様は事前に減免申請が必要となりますので、廃棄物対策課までご相談ください。

以上の点を踏まえ、祭り後のごみ処理について自治会の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：新居浜市役所 市民環境部環境エネルギー局廃棄物対策課

電話：0897-65-1252 メール：gomi@city.niihama.lg.jp

